

新型コロナウイルス感染症等経済対策資金

R6.11.1更新

新型コロナウイルス感染症・物価高騰・災害等により影響を受けている
中小企業者の皆様を資金面から支援します。



金利の引き下げの継続 (B・C・Hタイプ) 年1.1%

(取扱期間: ~令和7年3月31日実施分まで) ※国の保証制度の変更に伴い、取扱いが変更になる場合があります。
※国の「伴走支援型特別保証制度」の終了にともない、Gタイプの受付はR6.6.30で終了しました。

Bタイプ

セーフティネット
保証等関連要件

融資限度額…6,000万円 (注1)
融資期間…運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象…事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証5号の認定書を取得した方等
業績の悪化している業種(全国的)

売上高等
5%以上
減少

セーフティネット
保証5号認定要件

- 以下のいずれかの要件を満たすこと
- イ 国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少
- ロ 国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない

(注1)経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症等経済対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで

Cタイプ

災害復旧
関連要件

融資限度額…5,000万円(うち運転資金3,000万円) (注1)
融資期間…運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象…事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証4号の認定書を取得した方等
突発的災害(自然災害等)

売上高等
20%以上
減少

セーフティネット
保証4号認定要件

- ・国が指定する地域において、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

Hタイプ

経営力強化
保証要件

融資限度額…1億円
融資期間…運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 7年以内(うち据置期間1年以内)
〔保証協会の保証付き既存借入金を借り換える場合、
融資期間は10年以内(うち据え置き期間1年以内)〕
対象…金融機関及び認定経営革新等支援機関(注2)の
支援を受け、事業行動計画を策定し、
経営力の強化を目指す方

ポイント

セーフティネット保証5号
を取得した場合、有利な
信用保証料率でコロナ関
連保証の借り換えが可能
です。

※詳細は、信用保証協会にご確認ください。

(注2) 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を国が認定する制度です。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

コロナ 対策資金 検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係
TEL:027-226-3332

